

荷主の方へ

重量オーバーさせないようにしましょう。

- ムリな発注条件の提示や重量超過をさせた場合は、荷主の責任も追及されます。
- 重量違反への関与が認められる場合は、警告します。
- さらに主体的な違反行為があった場合は、荷主勧告を発動(レッドカード)します。



運送事業者の方へ

別添 4 - 2

重量のルールを必ず守りましょう。

- 重量違反の場合は、運転者および使用者(事業者)に罰則が適用されます。
- 大型車両の取締まりを強化します。
- 特に悪質な違反者(基準の2倍以上の重量超過)は即時告発(レッドカード)されます。

荷を頼む側も、運ぶ側も、重量超過は罰則が適用されます。

定められた重量をオーバーした大型車両が、道路を傷める大きな要因に。

定められた重さ、長さ、高さ、幅を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要。

 @tokusya_kanto

特車 PR

検索

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

【※連絡協議会メンバー】一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人東京都トラック協会、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人埼玉県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会(千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社(東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社(順不同)

事務局：関東地方整備局 道路部 交通対策課

重量超過、道路劣化。

